

(千葉県里山の保全, 整備及び活用の促進に関する条例)

里山活動協定認定申請の手引き

平成19年10月19日

平成23年4月1日改正

目 次

1	里山活動認定申請に必要な図書	1
2	認定申請書様式（規則第四条第一項）	2
3	認定申請書の作成方法	4
4	変更認定申請書様式（規則第五条第一項）	6
5	変更認定申請書の作成方法	8
6	廃止届出書様式（規則第六条第一項）	9
7	廃止届出書の作成方法	10
8	位置図の作成方法／区域図の作成方法／土地の登記簿謄本／ 里山活動団体の登記簿謄本等	11
9	里山活動協定書の作成方法	12
10	協定書例	14
11	里山活動協定認定の事務処理フロー	16
12	別 紙「里山活動協定の認定及び認定の取消しの基準」	17

里山活動協定（変更）認定申請等に必要な図書

番号	図 書 名	ページ	原申請	変更申請	廃 止
1	里山活動協定認定申請書	2	○	×	×
2	里山活動協定変更認定申請書	6	×	○	×
3	認定里山活動協定廃止届	9	×	×	○
4	位置図	11	○	×	×
5	区域図	11	○	△	×
6	目的となる土地の登記事項証明書	/	○	△	×
7	里山活動団体の登記事項証明書及び印鑑証明（里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住民票抄本及び印鑑証明書）	/	○	△	×
8	里山活動（変更）協定書（写）	/	○	○	×
9	規約及び会員名簿（里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合）	/	○	×	×

（注）○は必要図書，△は変更の内容によって必要な図書，×は不要の図書

第一号様式（規則第四条第一項）

里山活動協定認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

印

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第16条第1項に規定する認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 里山活動協定の目的となる土地の地番
- 2 里山活動協定の締結年月日
年 月 日
- 3 里山活動協定の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 里山活動協定に係る活動を実施するのに必要な資金の額及び人数

区 分	活 動 内 容				必要な資金の額 及び人数の合計
年度	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人
年度	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人
年度	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人

5 過去3年間の関係法令遵守の状況

遵守 違反

違反の内容

6 添付する図面又は書類

- (1) 位置図（縮尺5万分の1以上）
- (2) 区域図（縮尺5千分の1以上）
- (3) 目的となる土地の登記簿謄本
- (4) 里山活動団体の登記事項証明書及び印鑑証明書（里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住民票抄本及び印鑑証明書）
- (5) 協定書の写し
- (6) 上記(1)から(5)までのほか、里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、里山活動団体の規約及び会員名簿

注

- 1 住所には、主たる事務所の所在地（法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住所）を記載する。
- 2 氏名には、里山活動団体の名称並びに代表者の役職名及び氏名（法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の氏名）を記載する。
- 3 上記4の活動内容の区分の欄は、下刈、間伐等協定書に記載されている活動内容を具体的に記載する。
- 4 上記5の関係法令は、採石法、森林法、農地法、砂利採取法、農業振興地域の整備に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、千葉県土砂採取条例、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（同条例第三十条第三項の規定により同条例の規定が適用されない市町村の条例で、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関するものとして別に定めるものを含む。）とし、関係法令に違反していない場合は「遵守」を○で囲み、違反をしている場合は「違反」を○で囲むとともに、違反の内容を記載する。

項 目	認定申請書の作成方法
年月日	申請書を提出する日を記入する。
住所・氏名・ 電話番号	<p>(申請者が法人である場合) 住所は、法人の主たる事務所の所在地を、氏名は法人の代表者の氏名を、電話番号は法人の事務所の電話番号を記入する。</p> <p>(申請者が法人でない社団又は財団（任意の団体）である場合) 住所は、任意の団体の代表者の住民登録した住所を、氏名はその代表者の氏名を、電話番号はその代表者の電話番号を記入する。</p> <p>なお、任意の団体が事務所を有している場合にあっては、電話番号は代表者の電話番号を記載し、() 書きで事務所の電話番号を記載する。 記載例 電話番号 000-xxx-△△△(事務所000-xxx-△△△)</p>
押印	申請書に押印する印鑑は、原則として協定書に押印したものと同一のものとする。
里山活動協定の目的となる 土地の地番	<p>協定区域の土地の全部について、所在（市町村、大字、字、地番）を記載する。余白に（ ）書きで公募面積を記入する。</p> <p>別紙「地番一覧表」として作成しても差し支えない。</p>
里山活動協定の締結年月日	里山活動協定書に記載された、里山活動協定の締結年月日を記載する。
里山活動協定の有効期間	<p>里山活動協定書に記載された、里山活動協定の期間を記入する。</p> <p>(里山活動協定の有効期間は、原則3年以上5年以内とする。)</p>
里山活動協定に係る活動を実施するのに必要な資金の額及び人数	里山活動協定に係る活動の内容を年度ごとに記載し、その活動に必要な資金の額及び人数をそれぞれ記載する。

項 目	認定申請書の作成方法
<p>過去3年間の 関係法令遵守 の状況</p> <p>添付する図面 又は書類</p> <p>提出部数</p>	<p>関係法令に違反していない場合は「遵守」を○で囲み、違反している場合は「違反」を○で囲むとともに、違反の内容を記載する。</p> <p>(1)～(6)までの図書を添付する。</p> <p>提出部数は、原本1部に副本2部とする。(目的となる土地の所在が複数の市町村にまたがる場合にあっては必要部数を加えた部数とする。)</p>

第二号様式（規則第五条第一項）

里山活動協定変更認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
氏 名
電話番号

印

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第18条第1項に規定する認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 里山活動協定の目的となる土地の地番
- 2 里山活動協定の変更年月日
年 月 日
- 3 活動に関する事項の変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 変更後の里山活動協定に係る活動を実施するのに必要な資金の額及び人数

区 分	活 動 内 容				必要な資金の額 及び人数の合計
年度	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人
年度	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人
年度	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人	千円 人

6 添付する図面又は書類

- (1) 目的となる土地に係る変更の場合は、当該土地の区域図（縮尺 5 千分の 1 以上）及び登記簿謄本
- (2) 里山活動団体の登記事項証明書（里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住民票抄本）
- (3) 変更後の協定書の写し

注 1 住所には、主たる事務所の所在地（法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住所）を記載する。

2 氏名には、里山活動団体の名称並びに代表者の役職名及び氏名（法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の氏名）を記載する。

3 上記 3 には、変更しようとする里山活動協定に係る協定書の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載する。

4 上記 5 の活動内容の区分の欄は、下刈、間伐等変更後の協定書に記載されている活動内容を具体的に記載する。

項 目	変更認定申請書の作成方法
年月日	申請書を提出する日を記入する。
住所・氏名・ 電話番号	<p>(申請者が法人である場合) 住所は、法人の主たる事務所の所在地を、氏名は法人の代表者の氏名を、電話番号は法人の事務所の電話番号を記入する。</p> <p>(申請者が法人でない社団又は財団（任意の団体）である場合) 住所は、任意の団体の代表者の住民登録した住所を、氏名はその代表者の氏名を、電話番号はその代表者の電話番号を記入する。 なお、任意の団体が事務所を有している場合にあっては、電話番号は代表者の電話番号を記載し、（ ）書きで事務所の電話番号を記載する。 記載例 電話番号 000-xxx-△△△(事務所000-xxx-△△△)</p>
押印	申請書に押印する印鑑は、原則として協定書に押印したものと同一のものとする。
里山活動協定の目的となる土地の地番	協定区域の土地の全部について、所在（市町村、大字、字、地番）を記載する。余白に（ ）書きで公募面積を記入する。 別紙「地番一覧表」として作成しても差し支えない。
里山活動協定の変更年月日	里山活動変更協定書に記載された、里山活動協定の変更協定の締結年月日を記載する。
活動に関する事項の変更の内容	協定の変更の内容を具体的かつ簡潔に記載する。
変更の理由	変更が必要となった理由を記載する。
変更後の里山活動協定に係る活動を実施するのに必要な資金の額及び人数	変更後の里山活動協定に係る活動の内容を年度ごとに記載し、その活動に必要な資金の額及び人数をそれぞれ記載する。
提出部数	提出部数は、原本1部に副本2部とする。（目的となる土地の所在が複数の市町村にまたがる場合にあっては必要部数を加えた部数とする。）

第三号様式（規則第六条第一項）

里山活動協定廃止届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

印

電話番号

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例第19条第1項の規定により、里山活動協定を廃止するので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 里山活動協定の目的となる土地の地番
- 2 里山活動協定の廃止年月日
年 月 日
- 3 廃止の理由

- 注1 届出者が里山活動団体である場合においては、住所には、主たる事務所の所在地（法人でない社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の住所）を記載する。
- 2 届出者が里山活動団体である場合においては、氏名には、里山活動団体の名称並びに代表者の役職名及び氏名（法人でない社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の氏名）を記載する。
 - 3 届出者が土地所有者等である場合で、個人が届け出るときは、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

項 目	廃止届出書の作成方法
年月日	廃止届出書を提出する日を記入する。
住所・氏名・ 電話番号	<p>(届出者が法人である場合) 住所は、法人の主たる事務所の所在地を、氏名は法人の代表者の氏名を、電話番号は法人の事務所の電話番号を記入する。</p> <p>(届出者が法人でない社団又は財団（任意の団体）である場合) 住所は、任意の団体の代表者の住民登録した住所を、氏名はその代表者の氏名を、電話番号はその代表者の電話番号を記入する。 なお、任意の団体が事務所を有している場合にあっては、電話番号は代表者の電話番号を記載し、（ ）書きで事務所の電話番号を記載する。 記載例 電話番号 000-xxx-△△△(事務所000-xxx-△△△)</p>
里山活動協定の目的となる土地の地番	協定区域の土地の全部について、所在（市町村，大字，字，地番）を記載する。余白に（ ）書きで公募面積を記入する。 別紙「地番一覧表」として作成しても差し支えない。
里山活動協定の廃止年月日	認定里山活動協定を廃止する日を記載する。
廃止の理由	廃止するに至った理由を記載する。
その他	認定里山活動協定を廃止できる者は、里山活動団体及び土地所有者等である。したがって、廃止届の届出人は個人の場合がある。この場合にあって、届出人の自筆のときは押印を省略することができる。
提出部数	提出部数は、原本1部に副本2部とする。（目的となる土地の所在が複数の市町村にまたがる場合にあっては必要部数を加えた部数とする。）

項 目	位置図の作成方法
原 図	国土地理院発行の地形図に協定の目的となる土地の位置を明示（朱○表示）する。原図は、市町村が発行する管内図でも差し支えない。縮尺は 1/50000 以上とする。
縮 尺 方 位	図面には縮尺を明記する。（コピーで縮小拡大しないこと。） 必ず方位を明示する。

項 目	区域図の作成方法
原 図	法務局が保管する地図（通称公図）の複写を原則とする。 （森林計画図の複写でも差し支えない。）
縮 尺	図面には縮尺を明記する。（コピーで縮小拡大しないこと。） 縮尺は、1/5000 以上とする。
区域界 現況表示 方位	協定区域界は朱線で 地番界は黒線で明示する。 森林は緑色、農地は茶色、その他は黄色に塗り分ける。 必ず方位を明示する。

項 目	土地の登記簿謄本
	協定の締結に係る土地の全部の登記簿謄本を添付する。 登記簿謄本は、正本一部に添付すれば足りるものとする。（登記簿謄本は写しでも差し支えない。）

項 目	里山活動団体の登記簿謄本等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里山活動団体の登記事項証明書及び印鑑証明書を添付する。（里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、その代表者又は管理人の住民票抄本を及び印鑑証明書） ・ 印影を確認する印鑑証明書を添付する。 ・ 里山活動団体が法人でない社団又は財団である場合は、里山活動団体の規約及び会員名簿を添付する。

里山活動協定書の作成方法

項 目	協 定 書 の 作 成 方 法
作成要領	<p>里山条例に基づき認定を受けようとする場合の里山活動協定書には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>1 里山条例の規定事項（必須要件） 次の（１）～（６）の事項は、必ず記載すること。</p> <p>（１）協定の名称 協定には名称を付し、協定書のタイトルに記載する。</p> <p>（２）里山活動協定の目的となる土地の区域 協定の締結に係る全ての土地について、地番及び地目別面積を記載する。</p> <p>（３）里山活動協定において里山活動団体が行う里山の保全、整備及び活用に係る活動に関する事項 活動の具体的な内容を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該土地における森林の整備又は景観の整備をするために必要な間伐、保育 ・当該土地において援農方式で行う農作業（作業種を具体的に記載） ・当該土地における自然観察や環境教育 ・当該土地を活用した山菜やキノコの栽培 ・その他（具体的に記載） </p> <p>（４）里山活動協定の有効期間 協定に係る有効期間を記載する。有効期間は、原則として３年以上５年以内とする。</p> <p>（５）里山活動協定に違反した場合の措置 違反行為があった場合の定めを記載する。</p> <p>（６）その他必要な事項 その他記載する事項があれば記載する。</p> <p>2 その他の事項（任意要件） 次の（１）～（３）は、必須要件ではありませんが、記載しておくことが望ましい。</p>

	<p>(1) 禁止する行為 協定における禁止行為があれば記載する。 <例> ・当該土地に使用又は収益を目的とする権利を設定すること。</p> <p>(注) 使用又は収益を目的とする権利には、賃借権、地役権、地上権、永小作権などがあり、抵当権はこれに当たらない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該土地の形質を変更すること。 ・当該土地において火気を使用すること。 ・当該土地に工作物を設置すること。 ・当該土地に物件の堆積を行うこと。 ・その他（具体的に記載） <p>(2) 里山活動団体の責任等 事故が発生した場合の措置等について記載する。</p> <p>(3) 里山活動の終了 協定期間が満了した場合等の里山活動の終了について記載する。</p>
<p>記載例</p>	<p>協定書の記載例は、別紙のとおりとする。</p> <p>前文部には、里山活動団体が任意の団体である場合にあつては協定書例のとおりに記載し、法人である場合にあつては「法人の名称」のみを記入する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>土地所有者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と里山活動団体××××（以下「乙」という。）は、・・・。</p> </div> <p>(注) この協定には、いろいろなバリエーションがありますが、これは参考の一例として作成したものです。</p>

<協定書記載例>

〇〇〇〇里山活動協定書の例

土地所有者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と里山活動団体××××代表者□□□□（以下「乙」という。）は、乙の行う里山の保全、整備及び活用に係る活動に関し、次のとおり里山活動協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（協定の目的となる土地の区域）

第2条 協定の目的となる土地（以下「当該土地」という。）の区域は、次のとおりとする。

- （1）所在地
- （2）公簿地目
- （3）公簿地積（㎡）
- （4）土地の範囲（別図）

（活動に関する事項）

第3条 当該土地における乙の活動内容は下記のとおりとする。

- （1）当該土地における森林の整備又は景観の整備をするために必要な間伐、保育
- （2）当該土地における自然観察や環境教育
- （3）当該土地を活用した山菜やキノコの栽培
- （4）その他（具体的に記載）

（記載例）当該区域に含まれる農地においては、甲が行う農作業の援助

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの〇年間とする。

（本協定に違反した場合の措置）

第5条 甲乙いずれかが本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定めて本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができるものとする。

2 前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、本協定の適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定に違反した者に対する申し入れにより本協定を解除することができるものとする。

3 前項に掲げる措置に要した費用は、本協定に違反した者が負担するものとする。

(禁止行為)

第6条 乙は、甲の承諾なしに当該土地において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、甲の承諾があった場合にあっても、関係法令等の手続きが必要な行為については、その手続を了した後でなければ、乙はその行為を行ってはならない。

- (1) 当該土地に使用又は収益を目的とする権利を設定すること。
- (2) 当該土地の形質を変更すること。
- (3) 当該土地において火気を使用すること。
- (4) 当該土地に工作物を設置すること。
- (5) 当該土地に物件の堆積を行うこと。
- (6) その他(具体的に記載)

(里山活動団体の責任等)

第7条 乙は、本協定に基づく活動を自主的・継続的に行うものとする。

- 2 乙の活動中に発生した事故については、乙の責めによるものとする。
- 3 乙の活動に要する経費については、乙が負担するものとする。

(里山活動の終了)

第8条 協定期間が満了したとき、又は本協定が解除されたときは、甲乙協議し必要な措置を講じた上で、乙は当該土地における里山活動を終了しなければならない。

(協議)

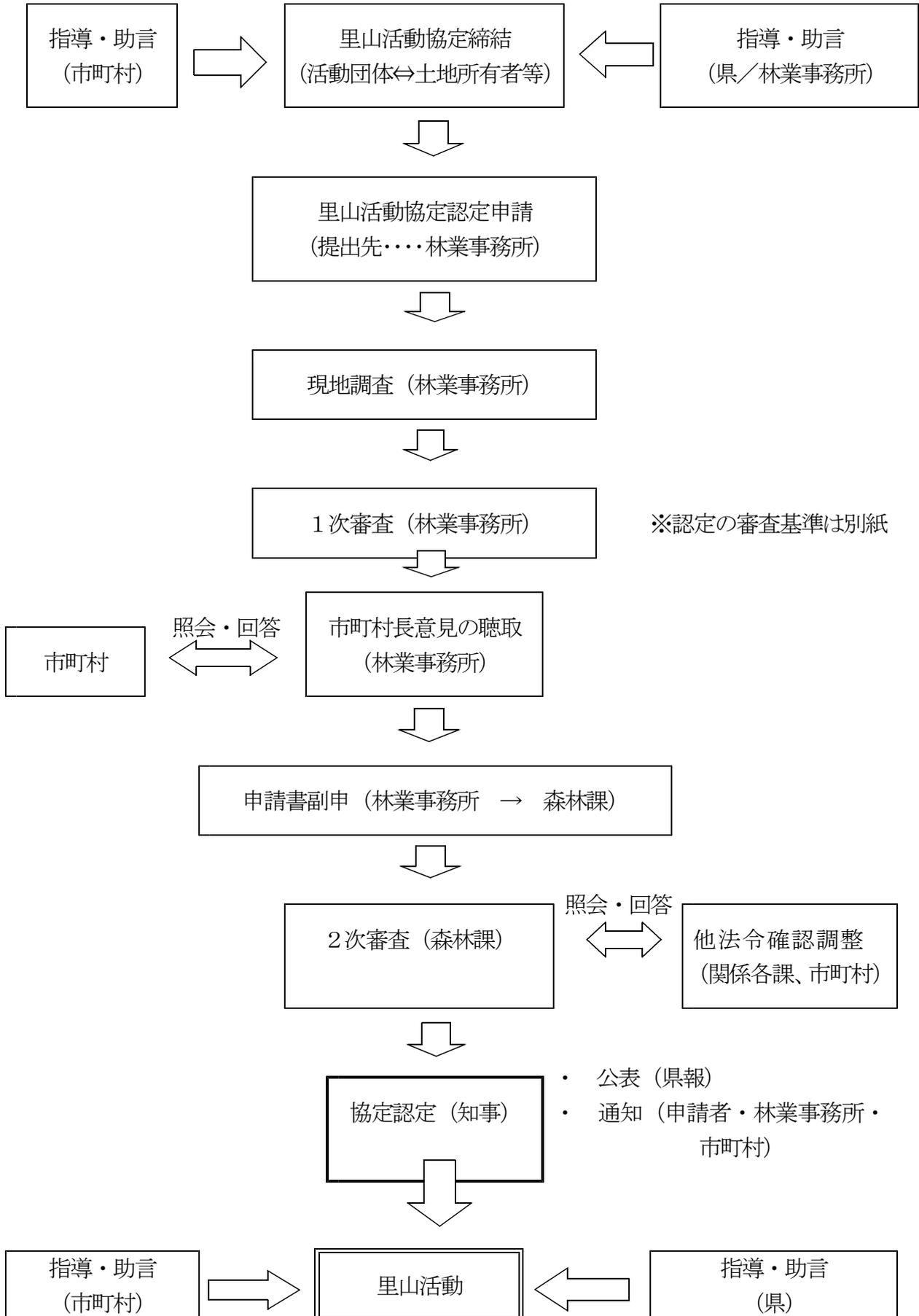
第9条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所
氏 名

乙 所在地(住所)
名 称
代表者氏名

里山活動協定認定の事務処理フロー



里山活動協定の認定及び認定の取消しの基準

1 認定の基準

- ◎ 「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」第17条に規定されている下記の認定要件に照らし審査する。

条例第17条第1項

- 第1号 申請の手続き又は里山活動協定の内容がこの条例及び他の法令に違反するものでないこと。
- 第2号 里山活動協定の目的となる土地の区域が道路、公園その他公共の用に供する施設の予定地である区域でないこと。
- 第3号 里山活動協定の内容が里山活動協定の目的となる土地を不当に制限するものでないこと。
- 第4号 里山活動協定の内容が里山の保全、整備及び活用の促進に資すると認められるものであること。
- 第5号 里山活動協定に係る活動が、継続して、かつ、基本理念にのっとり適切に行われると認められるものであること。

- ◎ 第5号中の、「里山活動協定に係る活動が」、「基本理念にのっとり適切に」行われると認められるものであるかどうかの判断について

(1) ①から③に該当する場合は、「里山活動協定に係る活動が」、「基本理念にのっとり適切に」行われると認められるものに当たらない。

- ① 認定申請をする協定を締結した里山活動団体が、過去に認定申請した協定の認定を取り消され、その取消の日から3年を経過しないものである場合。
- ② 認定申請をする協定を締結した里山活動団体が、(2) 個別法令の違反①～⑧に該当するものである場合。
- ③ その他活動が「基本理念にのっとり適切に」行われると認められない特別の事情がある場合。

(2) 個別法令の違反

(1) ②の個別法令の違反とは、以下の①～⑧のとおりである。

里山に関する法令

① 森林法【森林課】

1-1 千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（追加予定）

② 農地法【農地課】

③ 農業振興地域の整備に関する法律【農地課】

④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律【廃棄物指導課】

⑤ 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する法律【廃棄物指導課】

5-1 千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

5-2 銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

5-3 船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

5-4 成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

5-5 佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例

5-6 東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

5-7 柏市土砂等埋立て等規制条例

5-8 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

5-9 八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

5-10 山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例

5-11 神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例

5-12 芝山町残土等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

5-13 木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（追加予定）

⑥ 砂利採取法【保安課】

⑦ 千葉県土採取条例【保安課】

⑧ 採石法【保安課】

① **森林法**

- イ 森林法に違反して、10条の3、10条の9第3項若しくは38条の規定による処分（命令、取消し）又は10条の2第1項若しくは34条第1項の規定により受けた許可の取消処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ロ 表1に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ハ 表1に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表1（森林法）

違反
10条の2第1項の規定に違反
10条の8第1項の規定に違反
31条第1項（44条において準用する場合を含む。）の規定に違反
34条第1項（44条において準用する場合を含む。）の規定に違反
34条第2項（44条において準用する場合を含む。）の規定に違反
34条の2第1項（44条において準用する場合を含む。）の規定に違反
34条の3第1項（44条において準用する場合を含む。）の規定に違反

② **農地法**

- イ 農地法に違反して、51条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ロ 表2に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ハ 表2に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの

表2（農地法）

違反
3条第1項の規定に違反
4条第1項の規定に違反
5条第1項の規定に違反
18条第1項の規定に違反
49条第1項の規定に違反
51条の規定に違反

③ **農業振興地域の整備に関する法律**

- イ 農業振興地域の整備に関する法律に違反して、15条の3の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ロ 表3に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ハ 表3に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの

表3 (農業振興地域の整備に関する法律)

違反
13条の5において準用する土地改良法109条の規定に違反
15条の2第1項の規定に違反

④ **廃棄物の処理及び清掃に関する法律**

- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して、7条の3、7条の4、9条の2、9条の2の2、12条の6第3項、条14条の3（14条の6において準用する場合を含む）、条14条の3の2（14条の6において準用する場合を含む）、15条の2の6、15条の3、19条の3、19条の4第1項、19条の4の2第1項、19条の5第1項、19条の6第1項、19条の10第1項の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ロ 表4に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ハ 表4に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表4 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

違反
6条の2第6項の規定に違反
6条の2第7項の規定に違反
7条第1項の規定に違反
不正の手段により7条第1項の許可（7条第2項の許可の更新を含む。）を受けた
7条第6項の規定に違反
不正の手段により7条第6項の許可（7条第7項の許可の更新を含む。）を受けた
7条第14項の規定に違反
7条の2第1項の規定に違反
不正の手段により7条の2第1項の変更の許可を受けた
7条の2第4項（14条の2第3項及び14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
7条の5の規定に違反
8条第1項の規定に違反
不正の手段により8条第1項の許可を受けた
8条の2第5項の規定に違反

9条第1項の規定に違反

不正の手段により9条第1項の変更の許可を受けた

9条第6項（15条の2の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした

9条の5第1項（15条の4において準用する場合を含む。）の規定に違反

10条第1項（15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反

12条第3項の規定に違反

12条第4項の規定に違反

12条の2第3項の規定に違反

12条の2第4項の規定に違反

12条の3第1項の規定に違反

12条の3第2項の規定に違反

12条の3第3項の規定に違反

12条の3第4項の規定に違反

12条の3第5項の規定に違反

12条の3第8項の規定に違反

12条の3第9項の規定に違反

12条の4第1項の規定に違反

12条の4第2項の規定に違反

12条の4第3項の規定に違反

12条の5第1項の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした

12条の5第2項の規定に違反

12条の5第3項の規定に違反

12条の5第5項の規定に違反

14条第1項の規定に違反

不正の手段により14条第1項の許可（14条第2項の許可の更新を含む。）を受けた

14条第6項の規定に違反

不正の手段により14条第6項の許可（14条第7項の許可の更新を含む。）を受けた

14条第13項の規定に違反

14条第14項の規定に違反

14条の2第1項の規定に違反

不正の手段により14条の2第1項の変更の許可を受けた

14条の3の3の規定に違反

14条の4第1項の規定に違反

不正の手段により14条の4第1項の許可（14条の4第2項の許可の更新を含む。）を受けた

14条の4第6項の規定に違反

不正の手段により14条の4第6項の許可（14条の4第7項の許可の更新を含む。）を受けた

14条の4第13項の規定に違反

14条の4第14項の規定に違反

14条の5第1項の規定に違反

不正の手段により 14 条の 5 第 1 項の変更の許可を受けた

14 条の 7 の規定に違反

15 条第 1 項の規定に違反

不正の手段により 15 条第 1 項の許可を受けた

15 条の 2 第五項（15 条の 2 の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反

15 条の 2 の 5 第 1 項の規定に違反

不正の手段により 15 条の 2 の 5 第 1 項の変更の許可を受けた

15 条の 4 の 5 第 1 項の規定に違反

15 条の 4 の 5 第 4 項の規定により許可に付せられた条件に違反

15 条の 19 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした

15 条の 19 第 4 項の規定による命令に違反

16 条の規定に違反

16 条の 2 の規定に違反

16 条の 3 の規定に違反

21 条の 2 第 2 項の規定による命令に違反

⑤ 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

※ 土壌等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関するものとして市町村が定めた下記の⑤-1 から⑤-12 の条例を含む。

イ 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反して、8 条第 2 項、8 条第 3 項、23 条第 2 項、24 条第 1 項、25 条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから 3 年を経過しないもの。

ロ 表 5 に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから 3 年を経過しないもの。

ハ 表 5 に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの

表 5（千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例）

違 反

10 条の規定に違反

13 条第 1 項の規定に違反

13 条第 8 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした

14 条の 2 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした

15 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした

16 条第 1 項の規定に違反

16 条第 2 項の規定に違反

16 条第 3 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした

17 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした

20 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした

21 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした

- 2 1 条の 2 第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
- 2 2 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
- 2 5 条の規定による命令に違反
- 2 6 条第 1 項の規定に違反
- 2 6 条第 3 項の規定に違反
- 2 6 条の 3 第 1 項の規定による命令に違反
- 2 6 条の 3 第 2 項の規定による命令に違反
- 2 7 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
- 2 8 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした

⑤-1 **千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例**

- イ 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反して、7 条第 3 項、2 2 条第 2 項、2 3 条第 1 項、2 4 条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから 3 年を経過しないもの。
- ロ 表 5-1 に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから 3 年を経過しないもの。
- ハ 表 5-1 に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表 5-1 (千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例)

違 反
9 条の規定に違反
1 2 条第 1 項の規定に違反
2 0 条の 3 第 1 項の規定に違反
1 4 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
1 5 条第 3 項、1 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 2 6 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
2 7 条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした
1 2 条第 8 項、1 3 条の 2、1 9 条第 3 項、2 0 条第 3 項、2 0 条の 2 第 3 項、2 1 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
1 8 条第 1 項の規定に違反
7 条第 2 項の規定による命令に違反
2 2 条第 1 項の規定による命令に違反
2 5 条の 3 第 2 項の規定による命令に違反

⑤-2 **銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例**

- イ 銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例に違反して、7条第2項若しくは第3項、29条第2項、30条第1項、31条第1項又は32条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ロ 表5-2に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ハ 表5-2に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表5-2 (銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例)

違反
9条第1項、10条第1項、16条第1項、17条第1項又は27条第1項の規定に違反
18条の規定に違反
20条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
22条第3項、23条又は34条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
35条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした
16条第7項、19条、24条第3項、25条第3項、26条第3項、27条第6項又は28条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
29条第1項の規定による命令に違反

⑤-3 **船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例**

- イ 船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反して、7条第3項、23条第2項、24条第1項、25条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ロ 表5-3に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ハ 表5-3に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表5-3 (船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例)

違反
9条の規定に違反
12条第1項の規定に違反
15条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
16条、17条第1項若しくは第2項又は第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
28条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした
12条第3項、20条第2項、21条第1項、22条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
19条第1項の規定に違反

26条の規定に違反
 7条第2項の規定による命令に違反
 23条第1項の規定による命令に違反

⑤-4 **成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例**

- イ 成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例に違反して、25条第2項若しくは第3項、26条第1項、27条第1項、28条、30条第2項の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ロ 表5-4に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ハ 表5-4に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表5-4 (成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例)

違反
7条第1項、8条第1項、12条第1項、13条第1項、23条第1項の規定に違反
14条の規定に違反
16条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
18条第3項、19条第1項若しくは第2項又は32条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
33条第1項の規定に違反
12条第7項、15条、20条第3項、21条第3項、22条第3項、23条第6項、24条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
25条第1項の規定による命令に違反
31条第2項の規定による命令に違反

⑤-5 **佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例**

- イ 佐倉市土地の埋立て及び土砂等の規制に関する条例に違反して、7条第3項、27条第2項、28条第1項又は29条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ロ 表5-5に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ハ 表5-5に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表5-5 (佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例)

違反
9条、14条第1項又は25条第1項の規定に違反
17条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
18条第3項、19条第1項若しくは第2項又は第31条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の

報告をした

33条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の報告をした

14条第8項、16条、22条第3項、23条第3項、24条第3項、26条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした

7条第2項の規定による命令に違反した

27条第1項の規定による命令に違反した

⑤-6 東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

イ 東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例に違反して、25条第2項若しくは第3項、26条第1項、27条、29条第2項の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。

ロ 表5-6に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。

ハ 表5-6に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表5-6 (東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例)

違反
6条第1項、11条第1項、23条第1項の規定に違反
12条の規定に違反
7条、14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
16条第3項、17条第1項若しくは第2項又は18条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
31条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした
11条第9項、13条、20条第3項、21条第3項、22条第3項、23条第6項、24条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
25条第1項、30条第2項の規定による命令に違反

⑤-7 柏市土砂等埋立て等規制条例

イ 柏市土砂等埋立て等規制条例に違反して、7条第3項、29条第2項、30条第1項、31条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。

ロ 表5-7に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。

ハ 表5-7に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表5-7 (柏市土砂等埋立て等規制条例)

違反
9条の規定に違反
14条第1項の規定に違反
23条第1項の規定に違反
27条第1項の規定に違反
20条第2項、21条、34条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
35条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした
16条、18条、19条、25条第1項、26条第3項、28条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
7条第2項の規定による命令に違反
29条第1項の規定による命令に違反
33条第3項、第4項の規定による命令に違反

⑤-8 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

- イ 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に違反して、7条第3項、22条第2項、23条第1項、24条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ロ 表5-8に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ハ 表5-8に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表5-8 (四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例)

違反
9条の規定に違反
12条第1項の規定に違反
13条第2項の規定に違反
18条第1項の規定に違反
20条の3第1項の規定に違反
14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
15条第3項、16条、26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
27条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした
12条第8項、13条の3、19条第3項、20条第3項、20条の2第3項、21条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
7条第2項の規定による命令に違反
22条第1項の規定による命令に違反
25条の3の規定による命令に違反

⑤-9 **八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例**

- イ 八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例に違反して、7条第3項、27条、28条、29条、32条第1項の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ロ 表5-9に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ハ 表5-9に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表5-9 (八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例)

違反
9条、13条第1項又は25条第1項の規定に違反
16条の規定に違反
18条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
19条第3項、20条第1項若しくは第2項又は第33条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
34条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした
13条第7項、17条、22条第3項、23条第3項、24条第3項、26条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
8条第2項、32条第2項の規定による命令に違反

⑤-10 **山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例**

- イ 山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例に違反して、28条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ロ 表5-10に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ハ 表5-10に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表5-10 (山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例)

違反
7条の規定に違反
9条又は15条第1項の規定に違反
16条の規定に違反
15条第8項、17条の2、18条、23条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
19条、20条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
26条第1項の規定に違反
21条第3項、22条第3項、22条の2第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
25条の規定に違反
27条の規定による命令に違反

⑤-1 1 **神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例**

- イ 神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例に違反して、23条第2項（24条第2項において準用する場合を含む。）、26条、27条第1項若しくは第2項、28条第1項、29条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ロ 表5-1 1に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ハ 表5-1 1に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表5-1 1（神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例）

違反
6条第1項、7条、11条第1項、12条第1項の規定に違反
8条、17条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
13条の規定に違反
18条第2項、19条第1項若しくは第2項、20条第2項、23条第1項、24条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
31条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した
14条第2項、15条、16条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
28条第2項の規定による命令に違反

⑤-1 2 **芝山町残土等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例**

- イ 芝山町残土等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例に違反して、8条、11条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ロ 表5-1 2に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ハ 表5-1 2に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表5-1 2（芝山町残土等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例）

違反（指導中含む）
5条第1項、9条第1項の規定に違反
6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
12条、13条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
14条第1項の規定に違反

⑥ **砂利採取法**

- イ 砂利採取法に違反して、12条第1項、23条第1項及び第2項、26条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ロ 表6に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ハ 表6に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表6 (砂利採取法)

違反
3条の規定に違反
9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
16条の規定に違反
20条第1項の規定に違反
21条の規定に違反
23条第1項及び第2項の規定による命令に違反
32条の規定に違反
33条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
34条第1項から第3項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした

⑦ **千葉県土採取条例**

- イ 千葉県土採取条例に違反して、2条の10第1項、11条第1項、第2項、第3項、13条の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ロ 表7に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ハ 表7に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表7 (千葉県土採取条例)

違反
2条の2の規定に違反
2条の7第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
3条第1項の規定に違反
7条の規定に違反
9条の規定に違反
11条第1項及び第2項の規定による命令に違反
16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
17条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした

⑧ 採石法

- イ 採石法に違反して、32条の10第1項、33条の12の規定による処分を受け、処分の原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ロ 表8に記載する違反をして刑に処せられ、刑に処せられる原因となった違反を是正してから3年を経過しないもの。
- ハ 表8に記載する違反をして、現在、違反に対して是正の指導・勧告を受けているもので、特に悪質と認められるもの。

表8 (採石法)

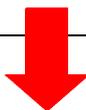
違反
32条の規定に違反
32条の7第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした
33条の規定に違反
33条の5の規定に違反
33条の8の規定に違反
33条の13第1項及び第2項の規定による命令に違反
33条の16の規定に違反
33条の17の規定による命令に違反
34条の2の規定に違反
42条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
42条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した

2 認定の取消しの基準

- ◎ 「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」第20条第1項に規定されている下記の取消し要件に照らし審査する。

条例第20条第1項

第1項 知事は、認定里山活動協定が第17条第1項各号のいずれかに該当しないものと認められるに至ったときは、当該認定里山活動協定の認定を取り消すものとする。



条例第17条第1項各号

- 第1号 申請の手続き又は里山活動協定の内容がこの条例及び他の法令に違反するものでないこと。
- 第2号 里山活動協定の目的となる土地の区域が道路、公園その他公共の用に供する施設の予定地である区域でないこと。
- 第3号 里山活動協定の内容が里山活動協定の目的となる土地を不当に制限するものでないこと。
- 第4号 里山活動協定の内容が里山の保全、整備及び活用の促進に資すると認められるものであること。
- 第5号 里山活動協定に係る活動が、継続して、かつ、基本理念にのっとり適切に行われると認められるものであること。

- ◎ 条例第17条第1項第5号中の「里山活動協定にかかる活動が、」「基本理念にのっとり適切に」行われると認められるものに該当しないものと認めて取消しを行う場合の判断について

下記の場合は、「里山活動協定に係る活動が、」「基本理念にのっとり適切に」行われると認められるものに当たらない。

- (1) 1 認定の基準(1)①から③の場合に該当することとなった場合。
因みに、1 認定の基準(1)①から、同時期に複数の里山活動協定の認定を受けている場合で、1つの認定を取り消された場合は、他の里山活動協定の認定についても取り消すこととなる。
- (2) 里山活動団体が、23条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合。
23条の規定による報告徴収は、里山活動が適切に行われていないと疑われるような場合に、活動の実態を知るための手段の一つであり、活動に関する報告の求めに対して、報告拒否や虚偽の報告があった場合、活動の状況の確認ができず基本理念にのっとり適切に行われていると認められないため、認定を取り消す。